

令和2年度  
「美馬市わくわく地方生活実現政策パッケージ  
推進事業補助金」  
募 集 要 項

[ 令和2年4月 ]

【提出・問い合わせ先】

美馬市経済建設部企業応援課

- 住 所 : 〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
- 電 話 : 0883-52-1263
- F A X : 0883-52-1200
- E - mail : kigyououen@mima.i-tokushima.jp
- 受付時間 : 8:30~17:15/月~金曜日(祝日を除く)

【その他】

本募集要項のほか、補助金交付申請書等を、美馬市のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

## 1 事業の目的

首都圏から美馬市へ移住し、美馬市内の企業への就職を検討する方に対して、その就職活動に要する経費の一部を補助することにより、美馬市への移住・定住の促進と市内中小企業等における人材確保を図り、本市への新しい人の流れをつくることを目的とします。

## 2 補助対象者

本補助金の交付申請をしようとする方は、以下の（１）及び（２）の両方の要件を満たすことが必要です。

（１）「東京圏からの移住者」となる見込がある者。

「東京圏からの移住者」とは、交付申請時点において、次のいずれかに該当する者です。

ア 連続して５年以上、東京 23 区に在住している者

イ 連続して５年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）のうちの条件不利地域（※注１）以外の地域に在住し、かつ、連続して５年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区に通勤している者

（２）市内事業所へのＵＩＪターン就職を検討する者で、次のいずれかの就職活動をおこなう者

ア 徳島県が移住支援金の対象として求人を掲載しているマッチングサイトに求人登録をしている市内事業所での採用面接を受ける者

イ 市が主催する合同就職面接会等に参加する者

なお、要件を満たしていないにも関わらず、本補助金の交付の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

## 3 補助対象経費等

（１）対象経費

対象となる経費は、補助対象者が市内事業所等への面接又は市が主催する合同就職面接会等への参加に要した次の経費です。ただし、他の公的制度による補助金の交付を受けている場合は、その補助対象となる経費は対象外とします。

① 鉄道賃

② 船賃

③ 航空賃

④ 車賃（高速バス料金及び路線バス料金）

⑤ 上記の経費及び宿泊料金が一体となった旅行商品の購入代金

（２）補助率

補助対象経費の合計額の2分の1の額（100円未満は切り捨て）

（３）限度額

交付申請ごとに2万円（ただし、同一年度内に2回を限度とする。）

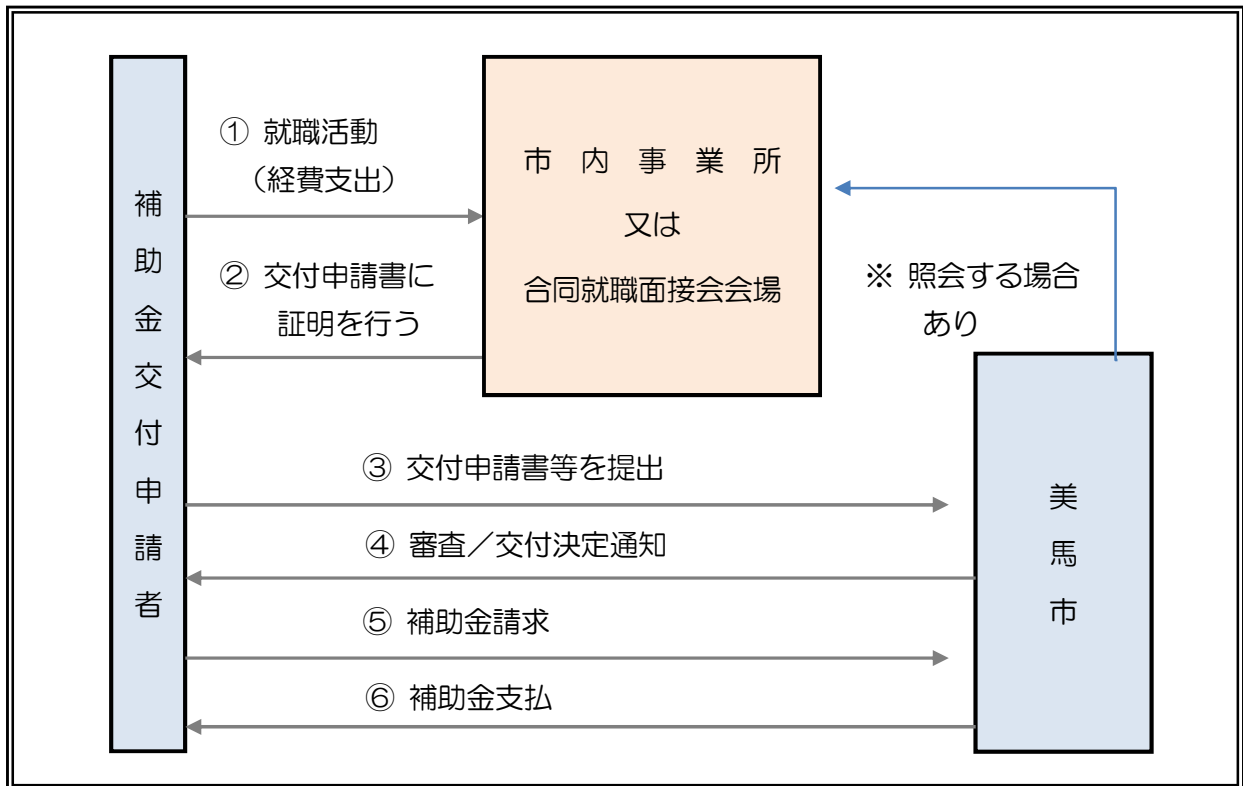
（４）補助予定人数

3人程度

## 4 事業（手続き）の流れ

補助金の申請から交付までの流れは、次の図のとおりです。

### 【事業（手続き）の流れ】



## 5 交付申請

### (1) 申請書類について

- ① 次に掲げる「提出書類一覧」により、申請書類等を作成し、提出してください。
- ② 提出された申請書類等は、返却しませんので予めご了承ください。
- ③ 提出された申請書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

### 提出書類一覧

- ◇ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ◇ 対象経費を支払ったことが分かる書類（領収書等）
- ◇ 申請日以前に連続して5年以上東京圏に在住していることが分かる書類（住民票等）
- ◇ 東京23区以外の東京圏に在住している場合は、申請日以前に連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していることが分かる書類

(2) 提出方法について

申請書類は、本募集要項表紙に記載の提出先へ持参又は郵送により提出してください。

※ 補助金の支払いについては、審査後、補助金の額が決定した後に、請求書の提出により行いますので、ご注意ください。

(3) 提出期限について

申請書類の提出期限は、市内事業所での面接又は合同就職面接会等が行われた日から30日を経過した日、あるいは、令和3年3月31日のいずれか早い日です。

## 8 交付決定等

提出された書類に基づき資格要件等を審査し、補助金を交付すべきものと認められるときは、交付決定を行います。交付決定後、補助金交付請求書（様式第4号）を提出していただきます。

審査の結果（不交付の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますので、予めご承知願います。いずれの審査結果も、書面により通知します。

## 9 その他

(1) 「徳島わくわく移住支援事業」との関連について

「徳島県わくわく移住支援事業」における「移住支援金」の交付申請を検討されている方は、本補助金における交付要件以外の要件がありますので、別途募集要項等でご確認ください。

(2) 交付申請書等の作成経費について

本補助金の交付申請に当たって要した書類等の経費は、補助金の交付決定の可否を問わず、一切支給しません。

(3) 提出された申請書類等の取扱いについて

申請書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。